

2022年7月

個人情報の域外提供標準契約書の規定(意見募集稿)及びその仮訳のご紹介

2021年11月1日、「中華人民共和国個人情報保護法」(以下「個人情報保護法」といいます。)が施行されました。個人情報保護法38条では、個人情報の域外提供について、①国家インターネット情報部門による安全評価②専門機構による個人情報保護認証③国家インターネット情報部門所定の標準契約書の締結、又は、④法律、行政法規又は国家インターネット情報部門が定めたその他の条件のいずれかを講じることが要求されています。当該措置のうち標準契約書の締結はその他の措置に比べて、利便性及び実用性が高いと思われることから、いつ標準契約書が公布されるかが注目されていました。

この度、2022年6月30日、国家インターネット情報弁公室は「個人情報の域外提供の標準契約書規定(意見募集稿)」(以下「標準契約書の規定」といいます。)を公布するとともに、個人情報越境移転標準契約書案(以下「標準契約書」といいます。)を併せて公開しました。まだ意見募集稿段階ではありますが、これらは実務上大いに参考になることから、以下に標準契約書の仮訳をご紹介します。特に標準契約書が適用される対象、標準契約書に含まれるべき事項、標準契約書の届出のタイミング、当事者の権利義務等が詳細に定められている点が注目されます。

個人情報の域外提供の標準契約書規定 (意見募集稿)

第一条 個人情報の域外提供活動を規範し、個人情報の権益を保護し、個人情報の域外提供の安全及び自由移動を促進するため、「中華人民共和国個人情報保護法」に基づき本規定を制定する。

第二条 個人情報取扱者は「中華人民共和国個人情報保護法」三十八条一項(三)号に従い、域外受領者と契約を締結して中華人民共和国域外に個人情報を提供する場合、本規定に従い個人情報域外提供標準契約(以下「標準契約」という。)を締結しなければならない。個人情報取扱者と域外受領者が締結する個人情報の越境活動に関するその他の契約は標準契約に抵触してはならない。

第三条 標準契約に従って個人情報の域外提供活動を展開し、自主的な締結と届出管理を組み合わせることで、個人情報の域外提供の安全リスクを防ぎ、個人情報の法に従った秩序ある自由な移動を保障しなければならない。

第四条 個人情報取扱者は、以下のいずれもの事由に該当する場合において、標準契約を締結する方法で個人情報を域外提供できる。

- (一) 重要情報インフラ運営者でないこと。
- (二) 取り扱う個人情報が100万人未満であること。
- (三) 前年1月1日以降、域外に提供した個人情報が累計10万人未満であること。
- (四) 前年1月1日以降、域外に提供したセンシティブ個人情報が累計1万人未満であること。

第五条 個人情報取扱者は、個人情報を域外提供する前に、あらかじめ個人情報保護影響アセスメントを実施しなければならない。重点的に以下の内容をアセスメントするものとする。

- (一) 個人情報取扱者及び域外受領者が取り扱う個人情報の目的、範囲、方法等の適法性、正当性、必要性。
- (二) 域外提供する個人情報の数量、範囲、類型、センシティブ度、個人情報の域外提供が個人情報権益に対して及ぼし得るリスク。
- (三) 域外受領者が負担を承諾する責任義務、及び履行する責任義務の管理及び技術措置、能力等が越境する個人情報の安全性を確保できるか否か。
- (四) 個人情報が域外提供した後の漏洩、毀損、改ざん、濫用等のリスク、及び個人が個人情報権益を保護するためのルートがスムーズであるか等。
- (五) 域外受領者の所在国又は地域における個人情報保護政策法令が標準契約の履行に対して与える影響。
- (六) その他個人情報の域外提供の安全性に影響を及ぼし得る事項。

第六条 標準契約には以下の主要内容が含まれる。

- (一) 個人情報取扱者と域外受領者の基本情報。これには名称、住所、連絡者の氏名、連絡方法等が含まれる。
- (二) 個人情報の域外提供の目的、範囲、センシティブ度、数量、方式、保存期間、保存場所等。
- (三) 個人情報取扱者及び域外受領者の個人情報を保護する責任及び義務、並びに個人情報の域外提供がもたらし得る安全リスクを防ぐために講じる技術及び管理措置等。
- (四) 域外受領者の所在国又は地域における個人情報保護政策法令が本契約の遵守に対して与える影響。
- (五) 個人情報主体の権利、及び個人情報主体の権利を保護するルート及び方法。
- (六) 救済、契約解除、違約責任、紛争解決等。

第七条 個人情報取扱者は、標準契約の効力発生日から10営業日以内に、所在する省レベルのインターネット情



報部門に届け出なければならない。届出にあたり以下の資料を提供しなければならない。

- (一) 標準契約。
- (二) 個人情報保護影響アセスメント報告。

個人情報取扱者は、届け出る資料の真実性に対して責任を負う。標準契約の効力発生後、個人情報取扱者は個人情報の域外提供活動を行うことができる。

第八条 標準契約の有効期間内に以下に掲げる事由が発生した場合、個人情報取扱者は改めて標準契約を締結し、届け出なければならない。

- (一) 域外提供する個人情報の目的、範囲、類型、センシティブ度、数量、方法、保存場所及び域外受領者が個人情報を取り扱う用途、方法に変化が発生し、又は個人情報の域外での保存期間を延期する場合。
- (二) 域外受領者の所在国家又は地域における個人情報保護政策法令に変化等が発生することで個人情報権益に影響を与える場合。
- (三) 個人情報の権益に影響を与えるその他の状況。

第九条 標準契約の届出に関与する機構及び人員が職務を履行する際に知り得た個人のプライバシー、個人情報、営業秘密、秘密保持のビジネス情報等は法に基づき秘密として保持されなければならない。漏洩又は違法に他人に提供され、又は違法に使用されてはならない。

第十条 いかなる組織及び個人も個人情報取扱者が本規定に違反したことを発見した場合、省レベル以上のインターネット情報部門にクレームを申し出て、通報する権利を有する。

第十一条 省レベル以上のインターネット情報部門は、標準契約の締結により域外提供された個人情報が実際の処理プロセスにおいて、個人情報域外提供安全管理要求に適合しないことを発見した場合、書面にて個人情報取扱者に個人情報の域外提供活動を終了するように通知しなければならない。個人情報取扱者は通知を受領した後、速やかに個人情報の域外提供活動を終了しなければならない。

第十二条 個人情報取扱者が本規定に従い域外受領者と標準契約を締結して個人情報を域外提供したことで以下に掲げるいずれかの事由が発生した場合、省レベル以上のインターネット情報部門は、「中華人民共和国個人情報保護法」の定めに従い、期限を定めて是正を命じる。是正を拒み又は個人情報権益を損害した場合、個人情報の域外提供活動の停止を命令し、法に従い処罰を与える。犯罪を構成する場合、法に従い刑事責任を追及する。

(一) 届出プロセスを履行せず、又は虚偽の資料を提供して届出を行った場合。

(二) 標準契約に定める責任・義務を履行せず、個人情報の権益を侵害し、損害を与えた場合。

(三) 個人情報の権益に影響を与えるその他の状況。

第十三条 本規定は 年 月 日より施行する。

個人情報の域外提供の標準契約書（フォーマット）

双方は、域外受領者による個人情報の取扱いが中華人民共和国の関連法律法規の定める個人情報保護の基準に達することを確保するため、個人情報取扱者と域外受領者との間における個人情報保護の義務と責任を明確にし、協議一致のうえ、本契約を締結し、共に遵守するものとする。

個人情報取扱者：		
住所：		
電話：	メールアドレス：	
連絡者：	職務：	国籍：

域外受領者：		
住所：		
電話：	メールアドレス：	
連絡者：	職務：	国籍：

個人情報取扱者及び域外受領者は、本契約別紙一「個人情報の域外提供に関する説明」に記載する約定内容に従い、個人情報に関する域外提供活動を行い、当該活動と関連するビジネス行為については、双方は___年___月___日に〇〇に関するビジネス契約を締結した／締結する予定である（ある場合）。

本契約の本文は「個人情報の域外提供の標準契約書規定」の要求に従い作成され、双方においてその他の定めがある場合、別紙二に詳述することができ、別紙は本契約を構成する一部とする。

第一条 定義

本契約において、別途定めがある場合を除き以下のとおりとする。

- (一) 個人情報取扱者又は域外受領者を単独で「一方」とし、合わせて「双方」とする。
- (二) 「個人情報」と「センシティブ個人情報」は「中華人民共和国個人情報保護法」に規定する定義と同じである。
- (三) 「個人情報主体」とは、個人情報が標識する又は関連する自然人である。
- (四) 「個人情報取扱者」とは、「中華人民共和国個人情報保護法」に規定する定義と同じである。
- (五) 「域外受領者」とは、中華人民共和国の域外に位置しかつ個人情報取扱者より個人情報を受領する組織又は個人である。
- (六) 「監督管理機構」とは、中華人民共和国の省レベル以上のネットワーク情報安全部門である。
- (七) 「関連法律法規」とは、「中華人民共和國民法典」「中華人民共和國サイバーセキュリティ法」「中華人民共和國データ安全法」「中華人民共和国個人情報保護法」「個人情報の域外提供の標準契約書規定」等中華人民共和国の法律法規及び部門規定、並びに上記の法律法規及び部門規定を修正し又は補充する法律法規及び部門規定であり、元の法律法規及び部門規定に取って代わる新たな法律法規及び部門規定を含む。
- (八) 本契約に定めのない用語の意味は、関連する法律法規の規定する定義と一致するものとする。

第二条 個人情報取扱者の義務

個人情報取扱者は、以下のとおり表明及び保証し、かつ承諾する。

- (一) 個人情報は関連法律法規に従い収集、使用等の取扱いをしていること。域外提供する個人情報の範囲は取扱目的を実現する最小範囲に限定すること。
- (二) すでに個人情報主体に対して域外受領者の名称又は氏名、連絡先、別紙一「個人情報の域外提供に関する説明」に記載する関連情報、及び個人情報主体の権利の履行方法及びプロセス等の事項を告知し、かつ個人の単独の同意を得ていること。但し、関連法律法規の定めにより個人の単独の同意を必要としない場合を除く。センシティブ個人情報に関わる場合、すでに個人情報主体に対してセンシティブ個人情報を移転することの必要性及び個人に対する影響を通知済みである。十四歳未満の未成年の個人情報に関わる場合、未成年の父母又はその他の後見人の同意を取得済みである。法律、行政法規において書面同意が必要である場合、すでに書面の同意を取得済みである。関連法律法規の規定により書面による同意が必要でない場合を除く。
- (三) 本契約において域外受領者との間で個人情報主体が第三者受益者であり、もし個人情報主体が30日以内に拒絶しなかった場合、当該契約に従い第三者受益者としての権利を享有することができる旨を約定していることを、すでに個人情報主体に対して告知済みであること。
- (四) すでに合理的な努力を尽くして、域外受領者が本契約に定める義務を履行できるようにしており、かつ、次の技術及び管理措置（個人情報の類型、数量、範囲及びセンシティブ度、移転の数量及び頻度、個人情報移転及び域外受領者の保存期間、個人情報取扱目的等個人情報に安全リスクをもたらす事項を総合的に考慮する。）を講じていること。

(例えばパスワードをかける、匿名化、非標識化、アクセス制御等の技術及び管理措置)

- (五) 域外受領者の要望により、域外受領者に対して関連法律法規及び技術標準の副本を提供すること。
- (六) 監督管理機関による域外受領者の個人情報取扱活動に関する照会に対して回答すること。但し、域外受領者が回答することに双方同意する場合を除く。その場合、域外受領者が要求する回答期限内に回答しなかった場合、個人情報取扱者は自身が合理的に把握する情報を合理的な期限内に回答する。
- (七) 関連法律法規に従い、域外受領者に提供する予定の個人情報活動に対して個人情報保護影響アセスメントを実施済みであること。アセスメントは以下を考慮している。
 - 1. 個人情報取扱者と域外受領者の個人情報の取扱目的、範囲、方法等の適法性、正当性、必要性。
 - 2. 域外提供する個人情報の数量、範囲、類型、センシティブ度、及び個人情報の域外提供により個人情報の権益に与えるリスク。
 - 3. 域外受領者が承諾する責任・義務、並びに責任・義務の管理及び技術措置、能力等の履行が個人情報域外提供の安全を保障することができるか否か。
 - 4. 個人情報の域外提供後、漏洩、毀損、改ざん、濫用等のリスク。個人が個人情報権益を維持するルートがスムーズであるか否か等。
 - 5. 本契約四条の定めに従い、現地の個人情報保護政策の法令が本契約の条項を遵守することに与える影響を評価すること。
 - 6. その他個人情報の域外提供の安全に影響を与える事項。個人情報保護の影響アセスメント報告は少なくとも3年間保存する。
- (八) 個人情報主体の要求に従い、個人情報主体に対して本契約の副本を提供すること。営業秘密又はその他の機密情報（例えば、知的財産権の保護を受ける内容等）の保護する必要な範囲において、副本を提供する前に本契約の関連内容に対して適宜黒塗りをすることができる。但し、個人情報主体が契約の内容を理解することを促すため、有効な概要を提供することを承諾する。
- (九) 本契約の義務が履行されたことを証明する立証責任を担うこと。
- (十) 関連法律法規の要求に従い、監督管理機関に対して三条（十）項に列記する情報を提供すること。これには監査結果を含む。

第三条 域外受領者の義務

域外受領者は、以下のとおり表明及び保証し、かつ承諾する。

- (一) 個人情報主体の事前同意を得た場合を除き、別紙一「個人情報の域外提供に関する説明」に記載する内容に従い個人情報を取扱うこと。
- (二) 個人情報主体の要求に従い、個人情報主体に対して本契約の副本を提供すること。営業秘密又はその他の機密情報（例えば、知的財産権の保護を受ける内容等）の保護する必要な範囲において、副本を提供する前に本契約の関連内容に対して適宜黒塗りをすることができる。但し、個人情報主体が契約の内容を理解することを促すため、有効な概要を提供することを承諾する。
- (三) 域外提供する個人情報の範囲は、取扱目的を実現する最小範囲に限定すること。
- (四) 個人情報の保存期限は取扱目的を実現する最短期間とすること。上記の保存期限を超過した後、個人情報主体から保存期限に関する単独同意を取得した場合を除き、個人情報（すべてのバックアップを含む。）を削除し、又はこれに匿名化処理を行う。個人情報取扱者から個人情報の取扱いの委託を受ける際、削除及び匿名化の後、個人情報取扱者に対して関連する監査報告を提供すること。
- (五) 以下の方法により個人情報の取扱いの安全を保障すること。
 - 1. 個人情報の安全を確保するため、有効な技術及び管理措置を講ずること。それには、個人情報が意外な又は違法な破壊、紛失、改ざん、授権なしの提供又はアクセスを防ぐことを含む（以下「データ漏洩」という。）。当該義務の履行のため、二条（四）項に定める技術及び管理措置を講ずる。定期的に検査し、これらの措置が継続的に適切な安全水準を保つことを確保する。
 - 2. 授権を得て個人情報を取扱う人員が秘密保持義務を履行し、かつ最小の授権によるアクセス制御戦略を構築することを確保するため、当該人員が職務範囲において必要最低限の個人情報に対してのみアクセスすることができ、かつ、職務を全うするための必要最小のデータ操作権限を有すること。
- (六) 取扱う個人情報にデータ漏洩が発生した場合、以下の措置を講ずること。
 - 1. 個人情報主体への不利な影響を軽減するため、速やかに適切な挽回措置を講ずる。



2. 個人情報取扱者に速やかに通知し、かつ関連法律法規の要求に従い中華人民共和国の監督管理機構に報告する。通知する内容には以下が含まれる。
 - (1) 個人情報の漏洩の原因
 - (2) 漏洩した個人情報の種類及び危害の可能性
 - (3) すでに講じた挽回措置
 - (4) 個人で講じることができる危害を軽減する措置
 - (5) データ漏洩の処理を担当する責任者及びチームの連絡方法
 3. 関連法律法規の規定に従い個人情報主体に通知する場合、通知内容は前項の内容を含む。
 4. データ漏洩に関連するすべての事実及び影響を記録及び保存する。講ずるすべての挽回措置を含む。
 5. 個人情報取扱者の委託を受けて個人情報を取扱う場合、個人情報取扱者が第3項に規定する個人情報主体への通知義務を担う。
- (七) 以下の要求のいずれも満たす場合を除き、中華人民共和国域外の第三者に個人情報を提供しないこと。
1. 確実に業務上の必要により個人情報を提供すること。
 2. 個人情報主体に当該第三者の身分、連絡方法、取扱目的、取扱方法、個人情報種類及び個人情報主体の権利の行使の方法及びプロセスの事項を通知し、かつ個人の単独の同意を得ていること。但し、関連法律法規の定めにより個人の単独の同意を必要としない場合を除く。センシティブ個人情報に関わる場合、すでに個人情報主体に対してセンシティブ個人情報を移転することの必要性及び個人に対する影響を通知済みであること。十四歳未満の未成年の個人情報に関わる場合、未成年の父母又はその他の後見人の同意を取得済みである。法律、行政法規において書面同意が必要な場合、すでに書面の同意を取得済みであること。正し、関連法律法規の規定により書面による同意が必要でない場合を除く。告知が難しい場合又は個人情報主体の単独同意を取ることが困難である場合、個人情報取扱者に速やかに通知し、かつ個人情報取扱者の協力を得て個人情報主体に対して告知し、又は個人情報主体の単独同意を得ること。
 3. 第三者と書面による契約を締結することで、第三者の個人情報の保護水準が中華人民共和国の関連法律法規に定める個人情報保護の水準を下回らないことを保障し、かつ再提供により個人情報主体に生じうる損害に対して連帯責任を負うことを承諾すること。
4. 個人情報取扱者に対して当該契約の副本を提供すること。
- (八) 個人情報取扱者の委託を受けて個人情報を取扱う場合において、第三者に取扱いを再委託する場合、事前に個人情報取扱者の同意を得ること。再委託を受ける第三者が本契約別紙「個人情報の域外提供に関する説明」に約定する取扱目的、取扱方法等の範囲を超えない範囲で個人情報を取扱うことを確保し、かつ当該第三者の個人情報取扱活動を監督すること。
- (九) 個人情報を使用して自動化判断を行い、判断の透明性及び結果の公平、公正を保証し、個人に対する取引価格等取引条件において、不合理な差別待遇を行わないことを保証すること。自動意思決定方法で個人に対して情報発信、マーケティング営業を発信する場合、当該者の特徴に特化しない項目を提供し、又は便利な拒絶方法を提供すること。
- (十) 本契約の規定への遵守を証明するため、個人情報取扱者に対して必要とするすべての情報を提供し、個人情報取扱者がデータ書類又はファイルへの閲覧を許可し、又は本契約のカバーする取扱活動に対する監査を許可すること。閲覧又は監査を決定する際に、個人情報取扱者が独自での実施又は第三者に委託して監査することに対して便利を図り、かつ個人情報取扱者の要求に従い、個人情報保護に関連する資質認証を提供すること。
- (十一) 個人情報取扱活動に対して客観的な記録を残し、記録を最低3年間保存すること。関連法律法規の定めに従い、直接又は個人情報取扱者を通して監督管理機構に関連記録書類を提供すること。
- (十二) 本契約の実施過程において監督管理機構からの管理監督を受けることに同意すること。監督管理局のヒヤリングへの回答、管理監督機構の検査に協力し、管理監督機構の講ずる措置又は下した決定に服従し、かつ必要となる行動を講じる書面証明を提供することを含むがそれらに限らない。
- 第四条 現地の個人情報保護の政策法令が本契約条項の遵守に与える影響
- (一) 双方は、合理的な努力を経て、域外受領者の所在国又は地域の個人情報保護の政策法令(個人情報を提供するための要求、又は公的機関が個人情報にアクセスすることを許可する規定を含む)により、域外受領者が本契約の義務の履行が妨げられ

- 得ることを認識していないことを保証する。
- (二) 双方は、四条（一）項に定める保証を提供する場合、以下の要素を考慮したことを表明する。
1. 域外提供の具体的状況には、次の内容が含まれる。個人情報の類型、数量、範囲及びセンシティブ度、移転の規模及び頻度、個人情報移転及び域外受領者の保存期限、個人情報取扱目的、域外受領者がこれまでの個人情報域外提供の移転及び取扱いに関する経験、域外受領者においてかつてデータ安全関連事件及び速やかな有効的な処置を講じているか、域外受領者がその他の国又は地域の公共機構から個人情報の提供及び域外受領者の対応の状況。
 2. 域外受領者の所在する国又は地域の個人情報保護政策法令には以下の要素が含まれる。
 - (1) 当該国又は地域において、現行の個人情報保護法律法規及び一般的に適用する標準の状況
 - (2) 当該国又は地域が加入する地域又はグローバルな個人情報保護に関する組織、及び拘束力を有する国際的承諾。
 - (3) 当該国又は地域における個人情報保護の体制の実施、個人情報を保護する監督執行機構及び関連司法機関等を有するか否か。
 3. 域外受領者の安全管理制度と技術手段による保障能力。
- (三) 域外受領者は、四条（二）項に従いアセスメントを実施する場合、最大の努力を尽くして、個人情報取扱者に対して必要とする関連情報を提供したことを保証する。
- (四) 双方は、四条（二）項に従い行ったアセスメントのプロセス及び結果を記録するものとする。
- (五) 域外受領者の所在国又は地域の個人情報保護政策法令に変化が生じること（域外受領者の所在する国家又は地域の法律が変更され、又は強制的な措置を講じる場合を含む）により、域外受領者が本契約を履行できない場合、域外受領者は上記の変化を知った後直ちに個人情報取扱者に通知するものとする。
- (一) 個人情報主体は、関連法律法規の定めに従い、知る権利、決定権、他人がその個人情報を取扱うことを制限又は拒絶する権利、閲覧権、複製権、訂正及び補充の権利、削除権、及びその個人情報取扱規則に従い解釈説明を求める権利を有する。
- (二) 個人情報主体が域外提供した個人情報に対して上記の権利の履行を求める場合、個人情報主体は、個人情報取扱者が適切な措置を講じて実現するよう請求し、又は域外受領者に対して直接請求することができる。個人情報取扱者が実現できない場合、域外受領者に通知するとともに、実現するよう協力を求めるものとする。
- (三) 域外受領者は、個人情報取扱者の通知に従い、又は個人情報主体の求めに従い、合理的な期限内に、個人情報主体の関連法律法規に基づく権利行使を実現するものとする。域外受領者は、顕著な方法、分かりやすい言語を以て、個人情報主体に対して誠実、正確、完全な関連情報を告知するものとする。
- (四) 個人情報主体が過大又は不合理な要求を求めた場合、特に重複する要求をした場合、域外受領者は、求められる執行及び取扱いを獲得するためのコストを考慮して合理的な費用を請求し、又は当該要求に従うことを拒絶することができる。
- (五) 域外受領者が個人情報主体の請求を拒絶する場合、個人情報主体にその拒絶の理由を告知するとともに、個人情報主体が関連管理監督機関に苦情を申立て、司法救済を求めるためのルートを告知しなければならない。
- (六) 個人情報主体は、本契約の第三者受益者として個人情報取扱者及び域外受領者のいずれの一方に対しても本契約における個人情報権利に関する以下の条項を主張し、かつ履行を求める権利を有する。
1. 二条。但し、二条（四）項、（五）項、（六）項、（十）項を除く。
 2. 三条。但し、三条（六）項 2 号及び 4 号、（八）項、（十）項、（十一）項、（従二）項を除く。
 3. 四条。
 4. 六条。
 5. 七条。
 6. 八条（三）項、（四）項、（六）項。
 7. 九条（四）項、（六）項。

第五条 個人情報主体の権利

双方は、関連法律法規の定めに従い、個人情報主体を第三者受益者として、本契約における双方の個人情報保護義務に関する権利の実施が付与されていることを認める。

第六条 救済

- (一) 域外受領者は、組織内において担当者を定め、個人情報の取扱に関する問合せ又はクレームに回答

し、かつ速やかに個人情報主体のいかなる問合せ又はクレームへの対応について授權する。域外受領者は、担当者を個人情報取扱者に通知し、かつ分かりやすい方法で単独通知し又はそのウェブサイトで公告し、個人情報主体に当該担当者の情報を告知する。具体的な情報は次のとおりである。担当者及び連絡方法（電話番号又は電子メール）

- (二) 双方は、個人情報主体と一方の間で本契約に関して紛争があった場合、相互に相手方に対して関連状況を通知し、かつ協力して紛争を解決することに同意する。
- (三) 紛争が友好的に解決できず、個人情報主体が六条(二)項の定めに従い第三者受益者としての権利を行使する場合、域外受領者は、個人情報主体の以下の権利を保護するための主張を受け入れる。
 1. 管理監督機構に対する苦情申立て。
 2. 九条(四)項に定める裁判所に対する訴訟の提起。
- (四) 域外受領者は、関連する個人情報主体の本契約に関する紛争解決の準拠法が中華人民共和国の関連法律法規であることに同意する。
- (五) 域外受領者は、個人情報主体による権利保護の選択が、個人情報主体の準拠するその他の法律法規に基づく実体上または手続上の救済を求める権利を弱めるものではないことに同意する。

第七条 契約の解除

- (一) 域外受領者が本契約の定める義務に違反した場合、違約行為が是正されるまで、又は契約が解除されるまで、個人情報取扱者は域外受領者に対する個人情報の移転を中止することができる。
- (二) 以下に掲げるいずれかの事由が発生した場合、個人情報取扱者は本契約を解除し、かつ必要に応じて管理監督機関に通知することができる。
 1. 個人情報取扱者が七条(一)項の定めに基づく域外受領者に対する個人情報の移転の中止期間が1か月を超える場合。
 2. 域外受領者が本契約を遵守することで当該所在国の法律の定めに従って違反する場合。
 3. 域外受領者が著しく又は継続的に本契約の定める義務に違反する場合。
 4. 域外受領者の主管裁判所又は監督管理機関が下した上訴できない終局的な決定に基づき、域外受領者又は個人情報取扱者が本契約の規定に違反した場合。
 5. 域外受領者が破産、解散又は清算した場合。個人又は組織の名義のいずれであるかを問わず域外受領者に対して申し立てられた法に基

づく解散請求が法定期限内に却下されない場合。域外受領者が解散決定を下した場合。域外受領者に破産管理人が指定された場合。域外受領者が自ら破産、解散又は清算手続を開始した場合。域外受領者がその所在国又は地域において類似する状況が発生した場合。

上記1, 2又は4号の状況において、域外受領者は本契約を解除することができる。

- (三) 監督管理機関が関連法律法規に従い個人情報の域外提供に関する決定を下した場合、例えば、個人情報域外提供安全アセスメント等により本契約が執行できない場合、いかなる一方も本契約を解除することができる。
- (四) 双方の合意により本契約を解除することができる。但し、本契約の解除により個人情報取扱における個人情報保護の義務が免除されるものではない。
- (五) 域外受領者が契約を解除する場合、速やかに本契約に基づき受領した個人情報を返還、消却又は匿名化処理し、かつ消却又は匿名化処理をした監査報告書を提供しなければならない。

第八条 違約責任

- (一) 双方は、本契約に違反したことで相手方に与えたいかなる損害についても、他方に対して責任を負うものとする。
- (二) 双方間の責任は非違約当事者が被った損害に限られる。
- (三) 一方が本契約に違反したことで個人情報主体の第三者受益者として享有する権利を侵害した場合、個人情報主体に対して責任を負うものとする。個人情報主体は賠償を受ける権利を有する。これは個人情報取扱者の関連法律法規において負担すべき責任に影響するものではない。
- (四) 個人情報取扱者及び域外受領者が本契約に違反したことで個人情報主体に及ぼした物的又は非物的損害に対して共同で責任を負う場合、個人情報取扱者及び域外提供受領者は個人情報主体に対して連帯責任を負うものとする。
- (五) 双方は、一方(「賠償当事者」)が他方(求償される当事者)の本契約違反によって個人情報主体に対して連帯責任を負い、かつ、賠償当事者の連帯責任がその本来負うべき責任割合を超過した場合、賠償当事者は求償される当事者に対して求償する権利を有することに同意する。
- (六) 八条(三)項及び八条(四)項の規定にかかわらず、個人情報取扱者は域外受領者が本契約に違反したことで個人情報主体に与えるいかなる物的又は非物的な損害について、個人情報主体に対して



責任を負い、個人情報主体は損害賠償責任を主張する権利を有する。

- (七) 双方は、個人情報取扱者が八条(六)項に基づき域外提供受領者によって生じた損害に対して責任を負う場合、域外提供受領者に対して求償する権利を有することに同意する。

第九条 その他

- (一) 本契約がその合意時又は締結時において双方に存在するその他のいかなる契約と抵触する場合でも、本契約の条項を優先的に適用する。
- (二) 本契約には中華人民共和国の関連法律法規を適用する。
- (三) 一方が他方に発送するすべての通知は、電子メール、電報、ファックス、テレックス(航空郵便物で送付し、副本を確認する)、又は空港書留郵便で速やかに(具体的な住所)まで発送し又は送付し、若しくは書面で当該住所に代わるその他の住所まで通知する。空港書留郵便で本契約における通知又は通信を送付する場合、消印日付後の●日目を受領日とし、電子メール、電報、ファックス、テレックスで発送する場合、発送後●営業日を受領とする。
- (四) 個人情報主体が第三者受益者として個人情報取扱者又は域外受領者に対して訴訟を提起した場合、「中華人民共和國民事訴訟法」の規定に従い、管轄を確定する。
- (五) 個人情報取扱者及び域外受領者は、双方が契約に起因して生じた紛争及びいずれか一方が先行して個人情報主体に対して損害賠償責任を負って他方に求償した場合、双方で協議して解決するものとする。協議しても解決に至らなかった場合、いかなる一方も以下の方法により解決するものとする(仲裁を選択する場合、仲裁機関に印をつける。)
1. 仲裁。当該紛争を以下に申し立てる。
 - (a) 中国国際経済貿易仲裁委員会
 - (b) 中国海事仲裁委員会
 - (c) 北京仲裁委員会(北京国際仲裁センター)
 - (d) その他「外国仲裁裁決の承認および執行に関する条約」の加盟国の仲裁機関その時点で有効な仲裁規則に従い_____ (仲裁場所)において仲裁を行う。
 2. 訴訟。法に従い、中国の管轄権を有する人民裁判所に訴訟を提起するものとする。
- (六) 本契約は、関連法律法規の定めに従い解釈されるものであり、関連法律法規の定める権利、義務に抵触するような方法で本契約を解釈してはならない。

(七) 本契約は、正本一式____部作成し、個人情報取扱者及び域外受領者がそれぞれ____部保持し、いずれも同等の法的効力を有する。

(八) 本契約は、双方の正式なる署名により成立しかつ即効力が発生する。

本契約は、個人情報取扱者と域外受領者が_____において締結する。

個人情報取扱者(印)

法定代表者/委託代理人(署名又は押印)

年 月 日

域外受領者(印)

法定代表者/委託代理人(署名又は押印)

年 月 日



別紙一

個人情報の域外提供に関する説明

本契約に基づき、域外に対して提供する個人情報の詳細な約定を以下のとおり行う。

- (一) 移転する個人情報は、以下の種類に属する個人情報主体である。
- (二) 移転する目的は以下の通りである。
- (三) 移転する個人情報の数量：
- (四) 域外提供する個人情報の種類(GB/T35273「情報安全技術 個人情報安全規範」及び関連標準を参照する)
- (五) 域外提供するセンシティブ個人情報の種類(GB/T35273「情報安全技術 個人情報安全規範」及び関連標準を参照する)
- (六) 域外受領者が移転する個人情報は以下の受領者のみに提供する。
- (七) 移転方法
- (八) 域外提供後の保存時間
- (九) 域外提供後の保存場所
- (十) その他の事項(状況により記入する)



別紙二

双方の約定するその他の条項（ある場合）